

令和元年（行ウ）第275号、同第598号環境影響評価書確定通知取消請求事件

原告 鈴木陸郎 外47名

被告 国

2022年（令和4年）2月28日

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

準備書面 2 1

原告ら訴訟代理人

弁護士 小 島 延 夫

弁護士 千 葉 恒 久

弁護士 森 詩 絵 里

弁護士 呉 東 正 彦

弁護士 長 谷 川 宰

弁護士 浅 岡 美 恵

同復代理人

弁護士 半 田 虎 生

弁護士 永 井 久 楽 太

(目次)

第1	原告適格について.....	3
1	原告主張の要旨.....	3
2	被告の主張とそれに対する反論.....	5
(1)	被告の主張.....	5
(2)	原告の反論.....	6
(3)	原告適格論の過度な細分化が失当であること.....	8
3	原告らは、具体的な被害を被るおそれがあること.....	9
(1)	関係区域内又は20km内に居住し又は勤務する者.....	9
(2)	関係区域内又は20km内に居住し又は勤務する者のうち、特に、水害・土砂災害などの被害を受けるおそれのある地域に居住し、または働いている者(D-1)、熱中症などによって生命を失ったり健康を害したりするおそれが高い者(D-2)、重要な生業手段である水産資源が不可逆的な形で深刻に破壊され、漁業者としての生業手段を奪われる又は観光業者として生業手段を奪われるおそれが高い者(D-3).....	9
①	水害・土砂災害などの被害を受けるおそれの高い者(D-1).....	10
②	熱中症など生命健康を害するおそれの高い者(D-2).....	12
③	漁業者又は観光業者として生業手段を奪われるおそれの高い者(D-3).....	12
第2	行訴法10条1項の主張制限について.....	14
1	被告の主張.....	14
2	原告の反論.....	14

(被告準備書面(9)「第4」に対する反論)

第1 原告適格について

1 原告主張の要旨

原告らに本件訴訟の原告適格が認められることについては、すでに原告準備書面2の「第2」及び同5の「第2」において詳細に述べたが、以下に整理・要約する。

① 生命身体財産が根拠法令及び関連法令の保護範囲に含まれること

本件確定通知(処分)は、電気事業法46条の17第2項に基づくものである。この通知が前提とする環境影響評価法及び電気事業法が定める環境影響評価制度は、以下のとおり、生命身体財産の保護をも目的とするものである。

すなわち、環境影響評価法は、「その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資する」(1条)ことを目的としている。その中核は、国民の生命身体健康、生活の基盤となる重要な財産、重要な生業手段を確保することにある。

また、電気事業法も、「公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ること」を目的としている(1条)。同法は、電気工作物が法(主務省令)の定める技術基準に適合するよう維持することを義務付けている(39条1項)が、かかる主務省令における定めは「人体に危害を及ぼし、又物件に損傷を与えないようにすること」(同条2項1号)が要求されている。この規定にも、電気工作物によって「人体に危害を及ぼし、又物件に損傷を与えない」ことを確保する、という法意を明確に読み取れる。

さらに、温室効果ガスに関しては、発電所アセス省令がこれを環境影響評価の項目の一つとして掲げている。つまり、同省令においては、温室効果ガスは「(一般的な事業の内容に照らす限り)影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目」に該当する、とされている。

同省令の別表2は、温室効果ガスを「環境への負荷の量の程度により予測及

び評価されるべき環境要素」として掲げているが、ここでも温室効果ガスが「環境への負荷」を及ぼすことが前提とされている（この規定の趣旨については後述する）。

ここでいう「環境への負荷」は、環境基本法2条が定義する「環境への負荷」、すなわち、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と同義である。

そうであれば、同法14条1号によって、電気事業法及び環境影響評価法に基づく環境影響評価においても、「人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること」を確保することを旨としておこなわなければならないことになる。

以上のとおり、温室効果ガスの排出によって脅かされる可能性のある生命身体財産という利益が、本件確定通知の根拠法令である環境影響評価法及び電気事業法により保護される利益の範囲に含まれることは明確である。

② 生命身体財産が個々人の個別的利益としても保護されていること

生命身体財産の保護は、一般的公益にとどまらず個別的利益としても保護されている。すなわち、発電所から排出される排煙及び温排水は、住民の生命身体財産、重要な生業手段という重大な利益を不可逆的かつ深刻に侵害するものであり、これを一般的公益の中に吸収させることは明らかに困難である。

③ 個別的利益が認められる者の範囲について

個別的利益が認められる者の範囲については、環境影響評価法及び神奈川県環境影響評価条例に基づき特定される「関係地域」が重要な手掛かりとなる。これらは、発電所周辺の一定範囲内に居住又は勤務する者について、高い手続的保障を与えており、少なくとも関係地域内にある居住又は勤務する者（A-1）については個別的利益、すなわち原告適格が認められる。また、発電所アセス省令において大気汚染による影響範囲として想定されている20キロ以内に居住する者（B-1）についても、個別的利益、すなわち原告適格が認めら

れる。以上については原告準備書面5の51頁から69頁まで記載の通りである。

さらに、以上の関係区域内又は20km内に居住し又は勤務する者のうち、特に、水害・土砂災害などの被害を受けるおそれのある地域に居住し、または働いている者(D-1)、熱中症などによって生命を失ったり健康を害したりするおそれが高い者(D-2)、重要な生業手段である水産資源が不可逆的な形で深刻に破壊され、漁業者としての生業手段を奪われる又は観光業者として生業手段を奪われるおそれが高い者(D-3)は、生命・健康及び生業手段その他の重要な財産に対する被害を受ける具体的なおそれが認められるのであって、個別的利益、すなわち原告適格が認められる。この点、発電所アセス省令も、「環境影響を受けやすい地域又は対象が存在する場合」「既に環境が著しく悪化し又はそのおそれが高い地域が存在する場合等」には「参考手法よりも詳細な調査又は予測」(以下「重点手法」という)がなされるべきである(基本的事項第四、六(3)、発電所アセス省令23条3項)。」としている。したがって、①豪雨災害の被害を受けるおそれが高い場所に居住又は勤務する人、②熱中症被害を受けやすい人、③すでに発生している水温上昇の結果漁業被害が深刻に生じている漁業者などについては、環境アセスにあたり、特段の配慮が払われるべきことになる。

2 被告の主張とそれに対する反論

(1) 被告の主張

これに対し、被告は、被告準備書面(9)「第4」「1」「(2)」(32頁以下)において、「発電所アセス省令・・・において、二酸化炭素は環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素とされており、窒素酸化物と並ぶような環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき要素とされていない」として、「地球温暖化の進行が原因とされる土砂災害等から人の健康や生活環境を個々人の個別的利益として保護する趣旨を読み取ることはできない」と主張し、二酸化炭素排出に係る規定

を根拠とした原告適格の存在について争っているもので、以下に反論をおこなう。

(2) 原告の反論

原告準備書面 13 の 33 頁から 35 頁まで及び下記においても主張しているとおり、発電所アセス省令 5 条 3 項 1 号は、「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）」と規定している。発電所アセス省令 5 条 3 項 1 号が 4 号（同号ロが二酸化炭素を含む温室効果ガスについての規定である）を除外する旨の規定を置いているのは、温室効果ガスが「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素」に該当することを前提としたものである。

そのうえで、発電所アセス省令は温室効果ガスに関する予測及び評価の手法について別段の定め（同項 4 号）を置いているが、これは、温室効果ガスによる環境影響の程度が基本的にガスの排出量に比例することを反映したものである。

すなわち、SO_x などの大気汚染物質と温室効果ガスが書き分けられている理由は、大気汚染物質と二酸化炭素が、人の健康や生活環境に対する被害を与える過程が異なるためである。大気汚染物質においては、排出の抑制のみならず、汚染物質を拡散させること、つまり周辺住民への曝露濃度の低下をとおして、健康影響を低減させることも許容される。そのため、発電所アセス省令 6 条 1 項 1 号においても、「汚染物質の濃度」や「環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がり」について、把握することが求められている。これに対し、温室効果ガス（二酸化炭素）については、地球温暖化のメカニズムとの関係、つまり温室効果ガスの濃度の上昇によって、太陽エネルギーの地球の大気から宇宙空間への放射が減少し、それによって地球全体の温暖化が進行することが重大な環境被害をもたらす。ここでは、温室効果ガスの排出そのものが地球温暖化に寄与する（累積排出量と平

均気温上昇との間にはほぼ比例的な関係が存在する)。このため、発電所アセス省令6条6号は、「負荷の量の程度」を「把握」するように求めているのである。ここでは、温室効果ガスの排出量を把握し、排出量を低減することが、地球温暖化による被害の回避及び低減につながる。

このように、大気汚染物質と温室効果ガスはあくまで、被害の発生に至る過程が異なるため、別表第2において書き分けているにすぎず、ここに「個別的利益として保護しないという趣旨」まで読み取るとは明らかに困難である。

発電所アセス省令を仔細に検討すると、予測及び評価の手法の選定にあたり、選定項目の特性、地域の特性、最新の科学的知見などに照らした客観的かつ科学的な検討をおこなうことが要求されていることがわかる。被告が引用している発電所アセス省令22条は、環境影響評価の調査、予測及び評価に関する「手法の選定」に関する「基本的考え方」を示したものであるが、同省令では、手法を選定する際に、「選定項目の特性及び特定対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行(う)」こと

(22条1項)のほか、「計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用する(こと)」(同条3項)、「新たな事情が生じたときは、必要に応じ第一項の規定により選定された手法の見直しを行う(こと)」(同条4項)などが求められている。具体的な手法の選定においても、省令が掲げる「参考手法」を勘案しつつも、「最新の科学的知見を踏まえるよう努めるとともに、・・・対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ当該選定を行う」ことが要求されている(23条1項柱書)。これらの定めは、具体的な地域や事案の特性、並びに、最新の知見を踏まえた手法の選定をおこなうことを要求するものである。

原告準備書面13及び同17でも主張しているとおり、二酸化炭素の排出量の増大による気候変動(地球温暖化)の進行のため、土砂災害や熱中症、水産資源の減少等の甚大な被害が多発しており、現に、個々人の健康や生命、身体や重要な生業手段という公益に吸収できない重大な利益が現実的で差し迫った

危険性に晒されている。こうした現在の知見は、予測及び評価の手法の選定にも反映されなければならない。気候変動がもたらしている事態、今後もたらすであろう（さらなる）事態は、「持続的に発展することができる社会」（環境基本法4条）の構築及び、「現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保」（環境基本法1条）に対して重大な支障となる（なっている）。そのことを踏まえる必要がある。

なお、環境基本法2条1項の「環境への負荷」、2条2項の「地球環境保全」及び2条3項の「公害」、並びに、環境基本法14条の関係について付言すると、2条1項の「環境への負荷」は、2条2項の「地球環境保全」及び2条3項の「公害」を包含する包括的概念である。環境基本法14条は、環境基本法2条1項の「環境への負荷」によって、具体的な支障が生じる場合には、それによって生じる支障に応じて、具体的な環境要素の確保を旨として行うべきとして定めており、それは、地球環境保全に係る要素の場合でも、地球温暖化による気候変動が、深刻な個人々の健康や生命、身体や重要な生業手段という公益に吸収できない重大な利益が現実的で差し迫った危険性に晒されている場合には、同法14条一号の確保を旨とすべきこととなる。

以上のような法令の趣旨及び今日の状況に照らすならば、発電所アセス省令が温室効果ガスを「環境への負荷の量の程度により」を予測・評価する環境要素として規定していることを理由に、温室効果ガスの排出に関しては「個人々の生命身体財産を保護する趣旨ではない」と解釈することができないことは明らかである。

(3) 原告適格論の過度な細分化が失当であること

被告は、「(SO₂などの)大気汚染物質による影響から保護される利益」と「CO₂排出による影響から保護される利益」に区分したうえで、それぞれについて法律上の利益の有無を論ずる、という前提にたっているが、被告の主張はすでにこの点で失当である。

すなわち、窒素酸化物や浮遊粒子状物質等（被告のいう大気汚染物質）と二

酸化炭素は、いずれも石炭の燃焼ガスという形で一体となって発電所から排出がなされる。たとえ、その被害発生過程は異なったとしても、個々人の生命健康や財産に対して被害を及ぼすものである点では変わらない。しかも、処分の根拠法令である環境影響評価法及び電気事業法も同一の規定である。環境影響評価の手法に違いがあるにすぎない。根拠法令が生命身体財産を個別的利益としても保護していることは上述のとおりであるし、保護の対象となる人も同一である。

このように、根拠法令も同一、影響源（排煙）も同一、被侵害法益も同一であるにもかかわらず、原因物質とその影響過程の違いを理由に法律上の利益を区別して論じるということは明らかに合理性が欠ける解釈である。

しかも、原告準備書面13（42頁以下）で述べたように、地上オゾン濃度の増加による生命健康への影響についてはNO_xの排出とCO₂の排出が複合的な影響を及ぼすことが明らかになっている。PM_{2.5}による生命健康への影響も同様である。こうした点でも、2つの法律上の利益に切り分けることは、生命健康という法律上の利益の実態に反している。

以上からすれば、行訴法における原告適格は、被告が前提とするような細分化をそもそも予定していないと解される。被告の主張は原告適格論の不合理な細分化を前提とする点ですでに失当である。

3 原告らは、具体的な被害を被るおそれがあること

(1) 関係区域内又は20km内に居住し又は勤務する者

原告らの準備書面3の2頁以下に記載した通り、関係区域内又は20km内に居住し又は勤務する者は、本件新設発電所から排出される窒素酸化物や浮遊粒子状物質等（被告のいう大気汚染物質）による被害を受ける具体的なおそれがあるのであって、原告適格が肯定される。

(2) 関係区域内又は20km内に居住し又は勤務する者のうち、特に、水害・土砂災害などの被害を受けるおそれのある地域に居住し、または働いている者

(D-1)、熱中症などによって生命を失ったり健康を害したりするおそれが

高い者（D-2）、重要な生業手段である水産資源が不可逆的な形で深刻に破壊され、漁業者としての生業手段を奪われる又は観光業者として生業手段を奪われるおそれが高い者（D-3）

また、同準備書面の4頁以下に記載した通り、関係区域内又は20km内に居住し又は勤務する者のうち、特に、水害・土砂災害などの被害を受けるおそれのある地域に居住し、または働いている者（D-1）、熱中症などによって生命を失ったり健康を害したりするおそれが高い者（D-2）、重要な生業手段である水産資源が不可逆的な形で深刻に破壊され、漁業者としての生業手段を奪われる又は観光業者として生業手段を奪われるおそれが高い者（D-3）は、本件新設発電所から排出される二酸化炭素によっても生命・健康及び重要な財産に対する被害を受ける具体的なおそれがある。

① 水害・土砂災害などの被害を受けるおそれの高い者（D-1）

原告のうち、水害・土砂災害などの被害を受けるおそれのある地域に居住または働いている者（D-1）に該当する者は、原告ら準備書面3の別紙「原告適格一覧表」のD-1欄に、○を付けた者である。水害・土砂災害などの被害を受けるおそれのある地域かどうかについては、以下に記載の通り、横須賀市土砂災害ハザードマップ、横須賀市の危険区域等表示サイト、横須賀市高潮浸水想定区域図、逗子市土砂災害ハザードマップ、千葉市の高潮浸水想定区域図、佐倉市の土砂災害ハザードマップと照合して確認した。

原告番号でいうと、1（甲45）、4（甲42）、5（甲42）、6（甲46・51）、8（甲45）、9（甲42・43・44）、12（橋本かほる）（甲41・52、甲222）、13（甲43・44）、14（甲39）、15・16（甲45）、17（甲45）、18（甲41）、19（甲40）、20（甲40）、21（甲45）、22（甲42）、25（甲42）、26（甲42）、27（甲46）、32・33・34（甲48）、39（甲49）、45（甲50）、46（甲47）である。

なお、本件新設発電所周辺20km以内の三浦半島地域（横須賀市・三浦市

全域及び逗子市・葉山町・横浜市の一部)は、もともと、丘陵部が多く、埋立地及び一部の川沿いを除くと、住居地は、その背後に山がせり出し傾斜地にあるところ、丘陵部を切り開いたところがほとんどである。しかも、三浦半島の形成における脆弱な地質が多いという地質的特徴もあり、豪雨災害の影響を受けやすいところである。

一部の川沿いは、豪雨の際に氾濫しての危険がある。また、埋立地などの海沿いの場所は、台風の時などの高潮被害のおそれがある。現に、2019年の台風19号の時には、三浦半島の海沿いの地域では、高潮による浸水や道路の崩落などを中心に被害が広がった(甲105)。

過去にも、昭和49年7月7日から8日にかけての七夕台風と呼ばれた台風8号は、横須賀地域に、時間雨量70mm、総降水量250.5mmの雨をもたらし、がけ崩れが1557カ所で発生し、家屋の全・半壊が220個、床上申請6926戸、死者13人、重軽症者22人に上った(甲97)。

近年では、2014年6月豪雨の際に、ハザードマップに指定されている横須賀市ハイランド1丁目市道沿いで、崖が幅35m高さ20mにわたって崩落し、道路を遮断した(甲100)。2019年12月16日には横須賀市大滝町2丁目の斜面で崖崩れがあり、2020年2月5日には逗子市池子2丁目で発生した崖崩れでは18歳の女子高校生が巻き込まれて死亡した。

(以上原告ら準備書面6(1)39頁)

また、2021年7月1日から同月3日の東海地方・関東地方南部を中心とした大雨の時は、逗子市の横浜横須賀道路の逗子インター付近で土砂崩れが発生し、高速道路が一時通行止めとなり、緑が丘の諏訪公園・諏訪大社で、石積擁壁崩壊、階段・フェンス崩落、土砂流出が起き(甲208号証・1頁及び2頁)、田浦梅の里、不入斗公園においても、法面崩壊、土砂流出などが起き(甲208号証の1頁及び3頁、4頁)、原告鈴木陸郎の自宅のそばでも、がけ崩れが起きた。(原告ら準備書面15・28頁から30頁)。

2021年11月9日には、関東南部で大雨が降り、本件の原告らの多くが

居住する横須賀市でも、横須賀市本町3丁目の京浜急行の汐入駅付近から上町（うわまち）にかけて、道路が水没し、道路の通行が一時的に不可能な状態となった（甲236）。その付近は、2017年8月1日にも水没し、京浜急行の汐入駅及び横須賀中央駅はその時には、水没した（甲101）。（原告ら準備書面17・4頁）。ちなみに、横須賀中央駅は傾斜地に位置し、水没した改札口付近は、海拔5m前後の傾斜地の中腹にある。上町は、横須賀中央駅の横を上がっていったところであり、海面より相当高い海拔20～30mのところ

② 熱中症など生命健康を害するおそれの高い者（D-2）

原告のうち、熱中症などによって生命を失ったり健康を害したりするおそれが高い者（D-2）に該当する者（提訴時55歳以上、または15歳以下）は、原告ら準備書面3の別紙「原告適格一覧表」のD-2欄に、○を付けた者である。

原告番号でいうと、1、2、3、4、5、6、7、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、20、21、22、23、24、25、27、28、29、30、34、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48である。

③ 漁業者又は観光業者として生業手段を奪われるおそれの高い者（D-3）

原告らのうち、重要な生業手段である水産資源が不可逆的な形で深刻に破壊され、漁業者としての生業手段を奪われる又は観光業者としての生業手段を奪われるおそれが高い者（D-3）に該当する者は、原告らの準備書面3の別紙「原告適格一覧表」のD-3欄に、○を付けた者である。

原告番号でいうと、46（甲53）、47（甲54）、48（甲55）である。

原告番号46の梶谷完行さんは、三浦半島の相模湾側の横須賀市秋谷という地域で、昭和39年から先祖代々の家業である漁業に従事してきた者であり、海岸近くの水深1～15mのところの海底の磯に生息するトコブシ、アワビ、

サザエなどの貝類及びエビ、タコ、海藻類を採取したり、釣り漁をしたりしてきた者であるが、地球温暖化の進行による、海藻類の激減、磯枯れの結果、アワビ、サザエの減少、カワハギ、メバル、ムツなどの漁獲量の減少など、重要な生業手段である水産資源が不可逆的な形で深刻に破壊され、漁業者としての生業手段を奪われている（陳述書・甲53）。

原告番号47の小松原哲也さんは、横須賀港及び久里浜港周辺の東京湾海域において、漁業法上の漁業権を有している横須賀市東部漁業協同組合横須賀支所に所属する漁業者であり、ミル貝、ナマコ、タイラ貝等の潜水漁業を営んでおり、また底引網、サヨリ網漁等を営んでいるものであるが、地球温暖化の進行による、海水温の上昇の結果、温度の低い海水を好む、海底のミル貝、タイラ貝、ナマコ等の漁獲量が激減している。また、海藻類の激減、磯枯れの結果、カレイ、クロダイ、マダイ、カサゴ、メバル、スズキ、アナゴ、タコ、サヨリ等の漁獲量が激減している。このため、同原告の重要な生業手段である水産資源が不可逆的な形で深刻に破壊され、漁業者としての生業手段を奪われている（陳述書・甲54、甲221）。また、横須賀火力発電所が排出する温排水により、特にサヨリ網漁が直接の被害を受けている。本件環境アセスでは、本件発電所から排出される温排水は、本件発電所の南側の海域の海水温を上昇させると予測しているが（乙8・ページ番号911以下）、同原告は同海域でサヨリ網漁を行っており、かつ、温排水が漂うとされる海の表層部を遊泳する魚を対象とするので、温排水の排出によりサヨリが同海域を遊泳しなくなり、同原告の漁獲量をさらに減少させることが予想される。また、本件発電所から排出される温排水により、周辺海域においてこれまで以上に磯焼けが生じる可能性がある。サヨリは、磯の海藻に付着している虫を食するために同海域に遊泳しているものであるため、磯焼けして海藻がなければ虫もいなくなり、結果的にサヨリが同海域を遊泳しなくなることになる。（原告ら準備書面7）。

原告番号48の武本匡弘さんは、プロダイバーなどとして、相模湾海域、沖縄県各地、グアム、パラオ、ハワイ、東南アジア各地で、ダイビングツアーを

実施し、また、ダイビングスクールを開催するなどして、海中観光業を営んできたが、地球温暖化が進展している中、沖縄をはじめ地球規模で大規模なサンゴの白化が発生し、また、江ノ島周辺、葉山地域においても、磯枯れや磯焼けが広がっていて、一本も海藻がなくなってしまう、海中がまるで砂漠のようになり、重要な生業手段である水産資源が不可逆的な形で深刻に破壊され、海中観光業者としての生業手段を奪われている（陳述書・甲55）。同原告は、従来のような素晴らしいサンゴや海を見せたいと望んでいるが、現状ではそれができない。また、これ以上の温暖化を止め、地球環境の保全に向けて注力しなければいけないと強く感じている。仮に、本件確定通知によって、本件発電所の操業が認められれば、より一層の海洋生態系の破壊が進み、従来のような素晴らしいサンゴや海を見せる、海中観光業を復活させる望みは完全に絶たれることになる（陳述書・甲232、原告ら準備書面7）。同原告は、本件確定通知によってこうした甚大な被害を被る。

第2 行訴法10条1項の主張制限について

1 被告の主張

被告は、「原告適格を基礎づける規定外の処分の根拠規定は・・・原告の権利利益を保護する趣旨を全く含まない規定である」と主張する（被告準備書面（9）（34頁以下））。

2 原告の反論

被告の上記主張が失当であることはすでに原告準備書面13（33頁以下）で詳述したとおりである。

行訴法10条1項は、自己の法律上の利益に「関係ある違法」と「関係あるとはいえない違法」を区別したうえで、後者については取消訴訟における主張を許していない。関係性についての立証責任が被告に課されていることからすれば、法は「関係がないとは言えない違法」と「関係がない違法」を区別し、後者については主張を許していない、と表現することがより適切かもしれないが、ここで

法律が基準としているのは「関係性」の有無である。被告の主張は、自己の法律上の利益を保護する趣旨を含む規定についてしか主張が許されない、というものであるが、「保護する趣旨を含む」か否かという判断基準は、法が定める「関係があるか否か」という判断基準に忠実なものとはいえない。

しかも、なぜ「関係ない」のか、という点についての被告の主張は、もっぱら、発電所アセス省令における環境影響評価項目に関する規定方法の違い（温室効果ガスは「環境への負荷の量の程度により予測及び評価すべき環境要素」とされている）を根拠とするものである。この主張が失当であることは上述したとおりであるが、仮にその点を措くとしても、予測及び評価の手法が異なるということは、生命身体財産という法律上の利益について「関係がない」という主張の根拠になるものではない。

SO_xなどの大気汚染物質による生命健康の被害も、温室効果ガスによる生命健康の被害も、同じ者が被る被害である。しかも、温室効果ガスの排出による気温上昇によってNO_xやPM_{2.5}による生命健康への危険性が増加することも明らかになっている。温室効果ガスによる生命健康の被害は、SO_xなどの大気汚染物質による生命健康と決して無関係ではない。原告は、準備書面13（42頁以下）において、気候変動と大気汚染の複合的な影響がすでに明らかになっていることを指摘し、関連する文献などを証拠提出しているが、被告はほとんど何の反論もおこなっていない。

被告は、最高裁判所の新潟空港訴訟判決（平成元年2月17日）を持ち出すが、この判決では、騒音による被害について原告適格を肯定したが、「自己の法律上の利益に関係のない違法」とされたのは、公衆利用への適応性や輸送力の過剰性に関する免許基準に反するかどうかということであり、原告の生命健康や財産被害とは直接関係がない、公益的な要件にかかわる違法である。本件のように、原告自身の生命身体財産にかかわる違法についてまで主張制限を是としたものではない。

むしろ、原告らの準備書面13の41頁以下で指摘した通り、東高判平成13

年7月4日判決・判例時報1754号35頁、千地判平成19年8月21日・判例時報2004号62頁、判例タイムズ1260号107頁、判例地方自治298号41頁は、いずれもその原告適格を肯定した以外の要件に基づく違法主張についても、自己の法律上の利益に関係がない違法とはいえないと判断していることに注目すべきである。

なお、被告の主張は、同一人の生命身体財産という法益について、「SO_xなどの大気汚染物質に関する法律上の利益」と「温室効果ガスに関する法律上の利益」を区別することを前提にしつつ、前者の原告適格が認められる者が後者に関する違法を主張することが出来ない、とするものであるが、両者を区別すること自体がすでに失当であることはすでに上述したとおりである。

以 上